

庾信の碑誌の源流について

——「郢州都督蕭子昭碑銘」との関連を中心に——

陳 錦 清

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は、庾信の碑誌と『弘仁本文館詞林』所収「郢州都督蕭子昭碑銘」との関係論を論じるものである。従来、庾信の碑誌は蔡邕の碑誌と北朝墓誌を受け継いでいると主張されてきた。しかし、庾信の碑誌には、南朝碑誌を意識した表現もあり、とりわけ「蕭景碑銘」との類似表現が多い。本稿では、庾信がなぜ「蕭景碑銘」の表現を利用したのかを考察した。

まず、庾信の碑誌が意識した南朝碑誌の痕跡について検討する。次に、庾信の碑誌と「蕭景碑銘」の類似した表現及び対句の配置法を指摘する。さらに、庾信がなぜ「蕭景碑銘」を利用したのか。その理由として、庾信が「蕭景碑銘」を利用した三人の墓主、柳霞・宇文廣・鄭常がその人柄や生涯において、蕭景と共通していることを示した。さらにその背景として、庾信が元帝と近い関係にあったことを明らかにした上で、庾信が「蕭景碑銘」を読んだ時期も検討した。

はじめに

古代中国では、大量の墓誌（墓に納められた石碑）・墓碑（墓の外に立てられた石碑）が作られ、現存するものも少なくない。その言語表現・内容については多くの研究が集積されている。中でも、北朝（439-589）墓誌・墓碑（以下、碑誌と略す）については、少なくとも 1211 篇（梶山智史『北朝隋代墓誌 所在総合目録』〈汲古書院、2013 年 5 月〉）も発見され、研究されている。それに対して、完全な形で現存する南朝（420-589）碑誌は非常に少なく、18 篇¹⁾のみである。そして、南北朝碑誌の作者の中で、最も多くの作品を残したのが南朝の梁に生まれ、後に北朝に仕えていた庾信である。

本稿では、庾信の碑誌の表現に着目し、これまでの研究で源流（ここでは、庾信碑誌に影響を与え、参考にされたものを指す）とされてきたものを再考する。そして、南朝碑誌の中でも最も色濃く庾信の碑誌の表現に影響を与えたと考えられる

弘仁本『文館詞林』巻 457 所収の梁孝元帝撰とされる「郢州都督蕭子昭碑銘」²⁾（523 年作。以下、「蕭景碑銘」〈蕭景、字は子昭〉と略す）を取り上げ、庾信の碑誌との関連について詳細な検討を加えたい。

1. 従來說の再考

庾信の碑誌の源流として、まず挙げられてきたのが後漢の蔡邕の碑文である。

「碑有伯喈之情（碑に伯喈〈蔡邕の字〉の情あり）」³⁾と言われるように、庾信の碑誌は蔡邕の碑文の特徴を受け継いでいるとされる。確かに「逐説敷叙，中郎遺矩。（墓主の事跡を逐一記述し，蔡中郎の碑文の叙法に倣っている。）」⁴⁾と記されているように、蔡邕の碑文は南朝の王儉に模倣されている。蔡邕と庾信の碑誌の関係については、清代の李兆洛や錢基博がすでに指摘している⁵⁾。李貴銀も「庾信碑誌文淺議」⁶⁾で、蔡邕と庾信の碑誌は駢文体で墓主の事跡を書き連ねるという点で共通していると述べている。

しかし、これらの研究はいずれも庾信の碑誌と蔡邕の碑文の文体に共通する傾向に着目したものであり、碑誌の個々の表現については言及していない。

蔡邕の碑文からの直接的な影響が見受けられる庾信の碑誌の用例は、『庾子山集注』の作者である倪璠によると、4例ある⁷⁾。この4例の中には、蔡邕作の「陳太碑文」の碑主・陳寔と蔡邕の娘・蔡文姬にまつわるもの⁸⁾以外に、語彙レベルで蔡邕の碑文と一致したものが2例ある。以下、その2例について検討する。

- ①A・宮墻重仞，允得其門。
 (孔門の высокаяきねの，その門にお入りになられたのである。)
 (『文選』碑文上・蔡伯喈「郭有道碑文一首」)

・驕吝不萌於内，喜愠不形於外。
 (傲慢と吝嗇は心に芽生えず，喜びや怒りを表に表さない。)
 (『蔡中郎集』巻5「陳留太守胡公碑」)

- ①B・有仞於宮墻，無形於喜愠。
 (学識深い師の門〈以下は「師門」と略す〉の highな墻はあるが〈その中に入ることができる〉，喜びや怒りを表さない。)
 (『庾子山集注』巻15「宇文広墓誌銘」)

- ②A・文為徳表，範為士則。
 (つまり「文」は徳の現れであり，「範」は士の手本である。)
 (『文選』碑文上・蔡伯喈「陳太丘碑文一首并序」)

・但其平生所能，事親惟孝。
 (ただ彼が普段よくすることは，親に孝行を尽くすだけである。)
 (『蔡中郎集』巻2「彭城姜伯淮碑」)

・夫其器量弘深，姿度广大，浩浩焉，汪汪焉，奥乎不可測也。
 (彼は人間としての器量が広く深く，資質は广大で，広々と満ち，深々とた

たえ，その奥深さは測ることができないほどであった。)

(『文選』碑文上・蔡伯喈「郭有道碑文一首」)

- ②B・公儀表外明，風神内照。器量深沈，階基不測。事君惟忠，事親惟孝，言為世範，行為士則。
 (公の風貌は明るく，表情・態度は心から輝いている。器量が大きく，落ち着きがあり，測ることのできないほど高い階段のようである。忠誠心を以て君主に仕え，親に孝行を尽くした。発言は世間の手本となり，行動は士の模範である。)
 (『庾子山集注』巻13「周太子太保歩陸逞神道碑」)

①と②はいずれも二字・四字の語彙レベルでの類似である。①B「有仞於宮墻，無形於喜愠。」は，確かに①Aの蔡邕の表現と類似している。しかし，これは漢代の蔡邕よりも，むしろ南朝・梁の徐勉の「雖墻宇重仞，而温其如玉。(高い師門の墻〈に入った〉と雖も，温やかであることは玉のようである。)」に近いだろう。さらに，同じく南朝・梁「蕭景碑銘」の「宮墻有仞，莫窺其宇。喜愠無形，誰見其色。(師門の墻が高いため，その広さを窺い知ることができない〈蕭景の度量が大きい〉。喜びや怒りを表さないのだから，誰がその表情から彼の気持ちに分かるだろうか〈いや，誰も分からない〉)」は①Bと酷似していることが分かる。

そして，②Bについて，『庾子山集注』では「陳仲弓碑文辭也。」と注を附しているが，②Aに挙げた用例を見ると，「陳太丘碑文」(陳太丘，字は仲弓で，②Aの墓主と同一人物)に基づいているというより，庾信が直接参考にしたのは，次に挙げる『世説新語』の注である可能性が高い。

鄧艾口喫，語稱艾艾。

注：『魏志』曰，「艾字士載，棘陽人，少為農人養犢。年十二，隨母至潁川，誦故太丘長

碑文曰、「言為世範，行為士則」，遂名範，字士則。後宗族有同者，故改焉（後略）」

（鄧艾は吃音であり，話をするとき「艾が艾が〈私が私が〉」と言った。

注：『魏志』にこう書いてある。「鄧艾は，字を士載といい，棘陽の人である。幼くして農民のために子牛を育てる役についた。12歳のとき，母について潁川に行き，故太丘長碑文を読んだ。その碑文にこう書いてあった。『發言は世間の模範となり，行動は士の模範である』と。鄧艾はそこで名を範，字を士則と名のった。のちに一族のうちに彼と同じ名をつけた者ができたので，[艾と]改名した（後略）」

（『世説新語』卷上之上「言語第2」）⁹⁾

蔡邕の「陳太丘碑」では、「文為徳表，範為士則。」とあるが、『魏志』卷28「鄧艾伝」では「文為世範，行為士則。」に作る。『世説新語』の注釈者の劉孝標（465-521）は『魏志』を引用した際に，原文にある「読故太丘長陳寔碑文，言「文為世範，行為士則。」を「文」という文字が抜けた形¹⁰⁾で引用した。さらに，引用符号が必要と考えて「曰」を加えたのだろう。つまり，『魏志』原文では「言」が碑文の引用を表す言葉であったが，劉孝標がそれを碑主の発言と理解し，「言為世範，行為士則」を碑文の内容とするために，引用の前置きの「曰」を付けたと考えられる。庾信も「文為世範」ではなく，「言為世範」と碑文に書いた。よって，蔡邕の「陳太丘碑」や『魏志』ではなく，南朝・梁の文学者である劉孝標の誤った注を孫引きして，そのまま自らの碑文に利用した可能性が高い。

ところで，蔡邕の碑文中の典故利用の方法について，『尚書』や『詩』の語彙利用の仕方が，あまり加工を施されることなく，原典のまま利用されがち¹¹⁾だと福井佳夫が指摘している。一方，六朝における典故利用の方法は蔡邕が生きた漢代とは異なっている。その点について，福井氏は「直截的な典故利用は，あまり推奨されなくなってしまった。六朝では，経書の語句を用いる場合でも，わざとそのうちの一二字を削ったり，入れ

替えたりすることが，洗練された手法だと考えられるようになったからだ¹²⁾」と述べている。

このように，蔡邕と南北朝碑誌における典故利用の方法は元来異なったものであり，①と②について検討した結果からも，庾信は蔡邕の碑文を直接利用したというより，むしろ南朝のものを模倣した可能性が高いと言える。

また，蔡邕以外に，庾信に影響を与えたと従来言われてきたものに，北朝碑誌もある。庾信の碑誌の創作時期が彼の北朝入りの後であることから，彼の碑誌が北朝碑誌の書き方を継承したという説である。馬立軍は「論庾信対北朝碑誌文写作傳統的繼承」で，庾信の碑誌と北朝碑誌の共通点を指摘している¹³⁾。しかし，北朝碑誌は素朴で質実であり，表現に心を砕く美文の要素に乏しかった¹⁴⁾。本稿は主として表現に着目するものであり，北朝碑誌との比較検討は稿を改めて行いたい。

さらに，倪璠は，庾信の碑誌と南朝の文人である王巾，沈約，王儉の碑文の類似表現を指摘しているが，それらはいずれも語彙レベルで類似したものである。

しかし，筆者が南朝碑誌を調べていくと，語彙レベルのみならず，句レベルでの類似も見つかった。例えば，「夫太上有立德，其次有立功，此之謂不朽。所以子産云亡，宣尼泣其遺愛。（そもそも最高は徳を立てることであり，次は功を立てること。これを朽ちないものという。それゆえに，鄭の子産が亡くなったとき，孔子は古人の遺風ある人の死を惜しんで泣いた。）」（『文選』卷58・王儉「楮淵碑文」）がある。これは『左伝』昭公20年12月の伝にある「子産卒，仲尼聞之，出涕曰「古之遺愛也」。（子産が亡くなったときに，孔子はそれを聞き，涙を流して「あの人の愛は〈今の人には求めることのできない〉古人の遺風を伝えるものだ」といった。）」を典拠としている。庾信も「知太上立德，明試以功。……鄭僑云亡，宣尼泣其遺愛。（最高は徳を立てることであり，試しに任用して，その可否を功績により判断することを知る。……鄭僑が亡くなった時，孔子は古人の遺風ある人の死を惜しんで涙を流した。）」（『庾子山集注』卷14「周柱国楚国公岐州刺史慕容公神道碑」）とほぼ同じ表現を用いている。庾信が

南朝碑誌の表現を句レベルでも利用したことが分かる。

このように、庾信は碑誌を執筆する際に、『文選』に収められた南朝碑誌の表現を念頭に置いて、時にそれを改変せず利用することがあった。さらに、『文選』以外の南朝碑誌の中にも、庾信の碑誌と多くの句レベルでの類似表現のある碑誌が見つかった。それが弘仁本『文館詞林』に収められている「蕭景碑銘」である。

以下、庾信の碑誌と句レベルの類似表現に着目し、「蕭景碑銘」はなぜ庾信によってとりわけ意識されたのか、その理由を明らかにする。

2. 庾信の碑誌と「蕭景碑銘」との類似点

庾信の碑誌は33篇現存している。その中にある「蕭景碑銘」と類似する句レベルの表現を整理したのが次の表である。

表に挙げた(1)～(7)に対応する①～⑤は典故にある表現を僅かに直したり(①③④⑤)、または別の典故と合わせて対句を作ったり(②)したものである。

①の「息藝」と「澡身」はそれぞれ『論語』「述而第7」の「志於道，挾於德，依於仁，遊於藝。(人たるの道を得ようと志を定め、己が身に修め得た徳を挾りどころとし、仁愛の情によりそって離れないようにし、礼・楽・射・御などの

芸を教養として修めて、それに悠々心を遊ばせる。)」と『礼記』「儒行第41」の「儒有澡身而浴徳。(儒者は身を清め、徳に浴す。))」を踏まえている。この二つの典拠を取り合わせた「蕭景碑銘」の表現を庾信はわずかに、二文字を削っただけの形で利用した。③の「克明俊徳」と「思皇多士」はそれぞれ『尚書』虞書「堯典」の「克明俊徳，以親九族。(よくその俊いなる徳を努め行つて、九の族の人々を親しみ愛す。))」と『詩經』大雅・文王之什「文王」の「思皇多士，生此王国。(代々輝ける士はかくも多けり。偉大なる多くの士がこの国に生まれた。))」を典拠とする。異なる典拠を合わせて使った「蕭景碑銘」の表現は庾信の碑誌でも改変せず用いられている。

④の「推恩」は『孟子』「梁惠王上」の「故推恩，足以保四海。(だから、恩恵の心を推しひろめてゆけば、天下全体をも安んずることができる。))」に基づき、「挙功行賞」(〈臣下たちの〉功績や手柄を調べ、それに応じて相応しい賞を与える)は『三国志』巻3・魏書「明帝紀」の「論功行賞各有差。(論功行賞が行われてそれぞれ格差があった。))」に由来している。異なる典拠に僅かな改変を施した④を、庾信はそのまま碑文に利用した。そして、⑤の上句は『論語』「子張第19」の「夫子之墻數仞，不得其門而入。(先生の塀の高さは数文ですから、中のことはちょっと窺いみることができません。))」の「數仞宮墻」を踏まえ

表 庾信の碑誌文と「蕭景碑銘」との類似表現

「蕭景碑銘」	庾信の碑誌	庾信の碑誌題目
① <u>息藝以依仁</u> ， <u>澡身而浴徳</u> 。…… <u>公觀黍離之際</u> ， <u>木運不長</u> ， <u>故遠魏朝</u> ， <u>不論人物</u> 。	(1) <u>澡身浴徳</u> ， <u>遊藝依仁</u> 。 <u>汝南令望</u> ， <u>扶風長者</u> 。 <u>不言財物</u> ， <u>王夷甫之為徳</u> 。 <u>不談人物</u> ， <u>阮嗣宗之為人</u> 。 <u>從容亂離之機</u> ， <u>保此令徳</u> 。	「周大將軍 <u>開嘉公柳霞墓誌</u> 」
② <u>出試永寧令</u> ， <u>岑鼎方泊</u> ， <u>牛刀始割</u> ， <u>日撫鳴琴</u> ， <u>不以河陽為陋</u> ， <u>時摛雅賦</u> ， <u>更覺齊都為鄙</u> 。	(2) <u>乃除永化縣令</u> ， <u>靜尋欵案</u> ， <u>或吟長岑之遠</u> 。 <u>乍撫鳴琴</u> ， <u>不以河陽為陋</u> 。	「周大將軍 <u>開喜公柳霞墓誌銘</u> 」
③ <u>蓋聞克明俊徳</u> ， <u>元愷之臣具焉</u> 。 <u>思皇多士</u> ， <u>毛畢之佐存焉</u> 。…… <u>吳平忠侯蕭公茂親明徳</u> ， <u>勳功事勞</u> 。	(3) <u>是用克明俊徳</u> ， <u>思皇多士</u> 。 (4) <u>茂親明徳</u> ， <u>是稱毛畢之功</u> 。 <u>宗子維城</u> ， <u>乃建邢茅之國</u> 。	「周兗州刺史 <u>広饒公鄭常神道碑</u> 」
④ <u>皇梁革命</u> ， <u>欽若前經</u> ， <u>於是制詔御史</u> ， <u>推恩分邑</u> 。…… <u>惟皇建国</u> ， <u>品物咸亨</u> ， <u>挙功行賞</u> ， <u>各有分地</u> 。 <u>封人設墻</u> ， <u>典命授圭</u> 。	(5) <u>挙功行賞</u> ， <u>推恩分邑</u> 。…… <u>挙功行賞</u> ， <u>封疆受位</u> 。 <u>宮室鏤珪</u> ， <u>山河分地</u> 。 (6) <u>大周建国</u> ， <u>宗子維城</u> ， <u>設墻封人</u> 。 <u>分司典命</u> ， <u>開国天水郡公食邑二千戸</u> 。	「周兗州刺史 <u>広饒公鄭常神道碑</u> 」
⑤ <u>宮墻有仞</u> ， <u>莫窺其宇</u> 。 <u>喜愠無形</u> ， <u>誰見其色</u> 。	(7) <u>有仞於宮墻</u> ， <u>無形於喜愠</u> 。	「周大將軍 <u>趙公墓誌銘</u> 」

ているが、従来は、それを改変せず使用する場合と、「数」を「重」と一字直して使用する場合が多かった¹⁵⁾。「数」を「有」に改変し、『三国志』卷32・蜀書「先主伝」の「喜怒不形於色（喜怒を色に表さなかった）」に基づいた表現と対を成して用いるのは、「蕭景碑銘」のほかにない。

さらに、②は『晋書』卷55「潘岳伝」の「岳才名冠世，為衆所疾，遂栖遲十年。出為河陽令，負其才而鬱鬱不得志。（潘岳は才能と名声が抜きんでており，多くの人たちに妬まれたため，遂に十年も隠遁することにした。河陽令として出仕したが，その才能を自負して，鬱々として志を得ず不遇であった。）」を踏まえながら，潘岳の「河陽令」を不本意に思う心情を「陋と為さず」と逆手に取っている。これは所謂，典故の「反用」という技法である。庾信もこの技法を継承している。庾信作の碑誌文では，潘岳に因んだ典故を用いたものは16例¹⁶⁾あるが，死者への哀悼を表すために，「悼亡賦」，「揚仲武誄」，「哀永逝文」を踏まえたものが多い。辺鄙な土地の地方官として出向させられた潘岳を碑主の蕭景に重ねた表現を模倣した例は(2)のみである。このような典故利用の技法について，清代の蔣士銓は「隸事之法，以虛活反側為上，平正者下矣……試觀庾氏之文類，皆一虛一實，一反一側，而正用者絕少。（典故を引用する技法は，虚構と事実を織り交ぜながら変化させるのが上で，典故をそのまま使うのが下である……試みに庾信の文章の類を観ると，彼の使う典故ではみな虚構であったかと思えば事実であり，典故の反面であったかと思えば，その側面である。典故を正面から使う例は極めて少ない。）」¹⁷⁾と評価している。

即ち，典故の技法において，「反用」はとりわけ難易度の高いものであり，それを使いこなせた庾信のような文学者は少なかった。特に哀悼文の傑作を世に残した潘岳については，その表現を典故として碑誌の作品に利用する（所謂典故の実用）ことにより，典故の安定した意味を読者に伝えることができる。一方，典故を逆手に取って利用できるのは，教養・学問を示すことであり，南朝の文学者としての誇りを知らしめるために，庾信は南朝の「蕭景碑銘」にある典故の「反用」を

模倣したと考えられる。

これらの表現は主に墓主の徳行及び皇帝に任用されたことと関わるものである。では，墓主の蕭景はどんな人物であったのか。以下，「蕭景碑銘」に基づいて，簡単に紹介しておく。

蕭景は477年に生まれ，父は蘭陵蕭氏の一員蕭崇之で，その兄である蕭順之は梁の武帝・蕭衍の父である。即ち蕭景は梁武帝の従弟に当たる。生まれて2年後，同族の蕭道成が南斉王朝を建て，蕭景は皇帝の「宗室」となった。南斉の建武年間（495-497），永寧県令に任命され，その統治は百城の中で最も優れたものと評価された。500年に，宣武王（蕭衍の兄で，当時尚書令であった蕭懿）が東昏侯に殺されたのを機に南斉を去り，隠遁生活を送りながら（『梁書』卷24「蕭景伝」では蕭景が逃げたと記述する），襄陽で密かに部下を集め，蕭衍が南斉を倒す革命軍に同調しようとした。蕭衍が東征して建康に入ると，辺境にある少数民族を鎮圧し，蕭衍を支えた。502年，蕭衍が即位した後，蕭景は呉平県侯に封じられ，505年には軍を率いて北魏討伐に出陣した。そして，508年に領軍将軍に任じられた。それは「皇帝——中央政府が地方軍に対し機構的にその支配力を強化し以て「中央政権」の実を挙げよう」と¹⁸⁾する意図で設けられた官職である。つまり，蕭景は領軍将軍として，中央にあって軍事全般を総覧する役割を果たしたのである。523年に郢州で死去した。

このように，蕭景は永寧県での事績に見られる民政の才能，戦場での戦闘指揮能力，さらに領軍将軍として見せた軍事全体を総覧する才能，即ち民事・軍事に亘る優れた才能を持つ功臣であり，かつ王朝革命にも参加し，賢明な判断で身を保った皇族の一員であった。

「蕭景碑銘」のほかに，南朝の蕭一族出身の将軍のために書かれた碑誌に「齊故安陸王碑文」（491年，沈約作），「蕭融墓誌」（502年，任昉作），「蕭憺碑」（522年，徐勉作）がある。その中で，出身・経歴において蕭景と最も近いのが蕭憺である。彼も蕭衍の弟であり，二つの朝廷に仕え，晩年の519年に領軍将軍にも任じられたが，碑文では彼の隠遁生活については記されていない。即ち，現存する南朝の碑誌のうち，墓主が皇帝の一族で

あり、二つの朝廷に仕えながら、途中で隠遁生活を送ったことを描いたのは「蕭景碑銘」以外に見当たらない。

さらに、庾信は「蕭景碑銘」の表現だけではなく、その対句配置も意識したことが見受けられる。「蕭景碑銘」の対句配置上の特色と言え、冒頭に隔句対を置くことと、序の末尾に隔句対と単対を交替させて配置することである。全文が残ったと思われる南朝碑誌 18 篇のうち、冒頭あたりに隔句対を配置するのは『文選』に収められた王儉「褚淵碑文」(4 句目)、沈約「齊故安陸昭王碑文」(12 句目)と徐陵「双林寺伝大士碑文」(初句)のみであるが、いずれも序の末尾に隔句対と単対を交替させるような配置はしていない。

一方、庾信碑誌 33 篇のうち、30 篇もの冒頭に隔句対を置いている。また、男性碑誌 22 篇のうち、墓主の死を悼む最後あたりに隔句対と単対を交替させたものが 16 篇もあり、庾信作の男性碑誌の大半を占めている。即ち、対句配置法において、序の冒頭と末尾における隔句対の配置の特徴から見ると、庾信は「蕭景碑銘」が意識された可能性がある。

以上、表現と対句配置法の二つの面から見て、南朝碑誌の中で、「蕭景碑銘」は特別なものであったと言える。

3. 庾信が「蕭景碑銘」の表現を用いた理由

本章では、庾信が「蕭景碑銘」を利用して書いたと考えられる碑誌の墓主・碑主(柳霞と宇文廣・鄭常)の経歴における共通点を手掛かりに考察したい。

3-1. 柳遐と蕭景の経歴上の共通点

「周大將軍聞嘉公柳遐墓誌銘」(580 年作。以下、「柳遐墓誌銘」と略す)について、まず、「柳霞墓誌銘」に基づき、墓主の経歴を簡単に説明しておく。

柳遐は南朝梁の貴族として生まれた。幼くして文学を好み、12 歳でその凜とした立ち居振る舞いを賞賛された。また、尚書僕射の謝朓に「江漢の英靈、見於此矣。(江漢の俊才なるものに、今

確かにここで会った。)」(『周書』卷 42「柳霞(遐)伝」と評されていた。侯景の乱以降の激動の時代を生きた柳遐は、岳陽王蕭督に仕えたが、蕭督の死後、北周にも出仕した。天和年間、72 歳で死去した。彼の経歴には北周に出仕する前に二つ大きな出来事がある。蕭督が江陵で別の王朝を建てると、郷里に留まった(「柳遐墓誌銘」では、「隱棲」と表現されている)ことと、宇文泰や北周の明帝に度々召命されても、応じなかったことである。

墓主の死を記した後にその生涯を振り返り、再び墓主の徳行を褒め称える、所謂「頌」の段落では、以下のように記されている。

(1) 澡身浴徳、游藝依仁。汝南令望、扶風長者。不言財利、王夷甫之為徳。不談人物、阮嗣宗之為人。従容乱離之機、保此令徳。舒卷風雲之際、無妨貴仕。

(〈柳遐は)身を洗い清め、徳に浴す。六藝の世界に遊び、仁をよすがとする。汝南県の名声の高い人(陳仲举)、扶風県の徳の優れた人(竇遊平と同じようである)。財産や利益を口にしないことは、王夷甫の優れた品徳である。人々について議論をしないことは、阮籍の人となりである。政治の混乱した時でも従容としていられるので、この美しい仁徳を保つことができた。風雲が渦巻くような激しい時勢の変化の中で、いい時に仕出し、悪い時は隱棲し、「貴仕」(高い官職就く)こととは無縁であった。)

(『庾子山集注』卷 15「柳霞墓誌銘」)

(2) 乃除永化県令、静尋欵案、或吟長岑之遠、乍撫鳴琴、不以河陽為陋。

(乃ち永化県令に任命され、〈長岑県はとても遠いので、後漢時代の崔焉因が長岑県の県令として赴任することを拒んだ。柳遐は)静かに文机に向かい、長岑県の遠いことを吟じたりした。〈河陽県を辺鄙だと思ふ潘岳とは違い、柳遐は)忽ち鳴琴を撫で、河陽を辺鄙とは思わなかった。)

(『庾子山集注』卷 15「柳霞墓誌銘」)

ここでは、柳遐が北周へ出仕する前に隠棲した日々を「蕭景碑銘」の表現を借りて表している。「澡身浴徳、游藝依仁。」は儒教の道德規範に適う墓主の高潔な人となりを褒め称える表現である。そして、「不談人物、阮嗣宗之為人。」と、墓主が阮籍を行動規範とし、言を慎み、政論に加わらなかった生き方を述べている。この二か所がそれぞれ「蕭景碑銘」を踏まえていることは第2章で述べた。さらに、柳遐が南朝梁に仕官した時の様子について、庾信は(2)を用いて、彼の仕官態度を示している。一県令という低い官職に就いても、その任地が中央から離れ、辺鄙であることに不満を洩らすことがなく、いかにも無欲恬淡とした心の持ち主であることを窺わせる。

これは、「蕭景碑銘」における墓主の人となり(①)、仕官態度(②)にも通じるものである。

①息藝以依仁，澡身而浴徳。……公親黍離之際，木運不長，故遠魏朝，不論人物。（六藝の世界に憩いて、仁をよすがとする。身を洗い清めて、徳に浴した。……公は〈前の王朝・南齊の〉栄華が過ぎ去った光景を目の当たりにして、〈南齊の〉木の運気がもう長くないことを予測したため、魏朝〈南齊に見立てる〉を遠く離れ、人物の是非を論じなくなった。）（『文館詞林』巻457「蕭景碑銘」）

②出試永寧令，岑鼎方泊，牛刀始割。日撫鳴琴，不以河陽為陋。時擒雅賦，更覺齊都為鄙。（永寧令として出仕し、魯国の有名な鼎がやっと齊に到着する〈のと同じように永寧にとって重要な人物である蕭景がやっと到着した〉。鶏を割くのに牛刀を用いる〈ように永寧を治めることは有能な蕭景にとって簡単すぎる。しかし、彼は潘岳とは違い、〉日常に琴を奏で、河陽のような田舎である永寧という任地を辺境ともせず、時々文飾を凝らした文章を作っているうちに、左思の「齊都賦」の齊都さえ逆に田舎くさく感じるようになる。）（『文館詞林』巻457「蕭景碑銘」）

注目したいのが次の2点である。p. 234の表に

ある(1)では、墓主を阮籍に重ね合わせ、つまり典故の「正用」という点と(2)では、潘岳と真逆な墓主の仕官態度、所謂典故の「反用」という点である。特に潘岳の典拠の使い方は「蕭景碑銘」までに用例が見当たらないので、オリジナルなものである可能性が高い。

②の後に「自宣武王遭此淫濫，公與時用舍，知命樂天。（宣武王がこの乱に遭ってから、蕭景は時に合わせて任用されたり辞職したりして、命運を知り天意に任せ、人生を楽しむ。）という表現が続く。そのなかの「与時用舍」は『論語』「述而第7」の「用之則行，舍之則藏。（自分を認めて用いてくれるものがあれば出でて我が道を用い、世の中から見捨てられた場合、抱負を心の中にひそめて、じっとかくれる。）¹⁹⁾を下敷きにしている。宣武王が殺されたことで、蕭景は仕官を退き、阮籍と同じように隠遁し、言を慎み、政論に関わらない態度を取ったと表現する。しかし、「蕭景碑銘」にあるこの叙述とは異なり、『梁書』巻24「蕭景伝」では、宣武王が東昏侯に殺された後、蕭景は難を逃れた²⁰⁾だけで、高潔なイメージを思わせる隠遁したことは記されていない。ただ、「諛墓」、つまり墓主を褒辞で表現するのは従来、碑誌によく見られる手法である。伝記にある事実に沿って書かず、墓主の「隠遁」の一面を碑誌に記すことはまれではなかった²¹⁾のである。

一方、柳遐も蕭景と同じく「仁」と「徳」の持ち主であり、低い官職に就いても不満を抱えない謙虚な性格と新王朝の皇帝に仕えず、旧王朝に忠を尽くし、隠遁する高潔さを持っている。つまり、仁の心と優れた徳行を有する点、官職に対する無欲恬淡たる仕官態度と隠遁の志という三つの点において、蕭景と柳遐は共通していると言えるだろう。それ故、庾信は柳遐の遺族から碑誌の依頼を受けた時、蕭景を念頭に置き、その徳行・仕官態度・隠遁の志に因んだ表現を利用したと考えられる。

3-2. 宇文広・鄭常と蕭景の経歴上の共通点

続いて、「故周大將軍趙公墓誌銘」（571年作。以下、「宇文広墓誌銘」と称す）と「周兖州刺史広饒公鄭常神道碑」（580年作。以下、「鄭常神道

碑」と略す)を取り上げ、墓主の宇文広・鄭常と蕭景の経歴上の共通点について検討する。

「宇文広墓誌銘」と「鄭常神道碑」という二つの作品は創作時期に10年ほどの隔りがある。それにも関わらず、庾信は高い官職を得た二人の墓主のために「蕭景碑銘」を模倣した表現を用いている。庾信はなぜ「蕭景碑銘」の表現を「宇文広墓誌銘」と「鄭常神道碑」に利用したのか。以下、宇文広と鄭常の人生を辿ってみることにする。

宇文広(542-570)〈生年不詳とする説もある〉は北周の宗室の大臣であり、『周書』巻10に立伝されている。北周が建国した際、天水郡公に任じられ、のちに大將軍に昇格し、蔡国公という爵位を授けられた。天水郡地域の秦州刺史等に任じられ、天水郡をよく治めていた。宇文広は突厥との姻戚関係を結ぶことによって、北周と突厥の同盟結成に尽力し、北齊を滅ぼそうとする北周武帝の希望を叶えた。後に母の喪に服して悲しみの余り亡くなった。

鄭常(517-579)は西魏の名將鄭偉の一族である。『周書』巻36に立伝されている。537年、同族の鄭偉、父親の鄭頊と共に華陽で挙兵し、民を西魏に帰順させた。北周が建国される前に、後の北周武帝の父・宇文泰の部下となり、金墉城と河橋の戦いに参加し、功績を重ねた。北周が成立した後の563年に、鄭常は都督羅州諸軍事と羅州刺史を拜命した。575年、北周武帝が北齊を討伐したとき、手柄を立て、「宇文」という姓を賜った。

では、宇文広と鄭常は庾信によってどのように描かれ、そこにどのような共通点を見出すことができるのか。彼らの碑誌に見える「蕭景碑銘」を借りて使用した類似表現について分析する。

③蓋聞克明俊德，元愷之臣具焉。思皇多士，毛畢之佐存焉。…吳平忠侯蕭公茂親明德，勳功事勞。

(思うに君主が優れた徳を持つ士を見出し昔の高陽氏の賢臣8人の「八元」や高辛氏の賢臣8人の「八愷」を備えた。〈蕭景も彼らと同じような賢明さを持っている。〉偉大なる多くの士が〈人材として出揃った〉、周の後裔である毛公・畢公の補佐がまだ存在してい

るようであった〈蕭衍がこのような優れた徳を持つ士を見出だすことができた〉。……吳平忠侯蕭景は帝王の親族であり、聡明な徳を有し、勳功・手柄を立てた。)

(『文館詞林』巻457「蕭景碑銘」)

④皇梁革命，欽若前經，於是制詔御史，推恩分邑。……惟皇建国，品物咸亨，挙功行賞，各有分地。封人設壇，典命授圭。

(梁王朝が天命を受けて建国する際、前代の経典に従った。そこで〈帝王が〉詔を作り御史を任命し、〈諸侯に〉恩恵を施し、土地を分け与えた。……帝王が都城を建設した際に、万物はすくすくと伸びて盛んに成長した。〈臣下たちの〉功績や手柄を調べ、それに相応しい賞を与え、それぞれ封土を分け与えた。〈帝王の祭壇と国家の境界を掌る官である〉「封人」は帝王の祭壇の周りの土手を修築し、〈諸侯諸臣礼命を掌る官である〉「典命」は帝王に〈柄形の〉玉器を授けた。)

(『文館詞林』巻457「蕭景碑銘」)

⑤宮牆有仞，莫窺其宇。喜愠無形，誰見其色。(師門の牆が高いため、その広さを窺い知ることができない〈蕭景の度量が大きい〉。喜びや怒りを表さないで、誰がその表情から彼の気持ちが分かるだろうか。〈いや、誰も分からない。〉)

(『文館詞林』巻457「蕭景碑銘」)

(3) 是用克明俊德，思皇多士。

(君主が優れた徳を持つ士を見出し、偉大なる多くの士〈が人材として出揃った。〉)

(『庾子山集注』巻14「鄭常神道碑」)

(4) 茂親明德，是稱毛畢之功。宗子維城，乃建邢茅之國。

(梁王朝が建国して、徳行の優れた親戚を封建し〈彼等に諸侯国を与え、梁の国を守らせようとして、かつて周の文王の息子である〉毛公と畢公に叶えるように

する。帝王の嫡子こそが〈国を守る〉城を固め、邢と茅という国を建てた。）

（『庾子山集注』巻14「鄭常神道碑」）

(5) 加以挙功行賞，推恩分邑。……挙功行賞，封疆受位，宮室鏤珪，山河分地。

（〈帝王が〉その上に功績や手柄を調べ、それに相応しい賞を〈鄭常に〉与え、恩恵を施し、土地を分け与えた。……功績や手柄を調べ、それに相応しい賞を〈鄭常に〉与え、爵位を封じ、位を授けた。宮殿は宝玉で飾られ、国の山河は〈功臣に〉分け与えられた。）

（『庾子山集注』巻14「鄭常神道碑」）

(6) 大周建国，宗子維城，設壇封人，分司典命。開国天水郡公食邑二千戸。

（北周が建国し、帝王の嫡子こそが〈国を守る〉城を固め、帝王の祭壇の周りの土手を修築するのは〈帝王の祭壇と国家の境界を掌る官の〉「封人」である。帝王の親族である諸侯の封建が行われ、〈それで墓主は〉開国天水郡公となり、食邑二千戸を与えられた。）

（『庾子山集注』巻15「宇文広墓誌銘」）

(7) 有勿於宮墻，無形於喜愠。

（師門の高い墻が高いため〈その広さを知ることができない〉、喜びや怒りを表さない。）

（『庾子山集注』巻15「宇文広墓誌銘」）

「宇文広墓誌銘」と「鄭常神道碑」で着目したのが、鄭常・宇文広と蕭景に共通する二点である。即ち、徳行・性格における共通点と、建国の功臣としての位置づけの共通点である。

一点目、蕭景と宇文広、鄭常との性格における共通点について。宇文広を「有勿於宮墻，無形於喜愠。」と表現し、一切（約2.3メートル）もの高い壁のような学識と才能、また喜怒哀楽を顔に出さない慎み深さを持つとしている。『周書』巻10「宇文広伝」にも「少方巖，好文学。（若くし

て正直で厳かな性格で、文学を好んだ。）²²⁾と記されているため、「宇文広墓誌銘」にあるこの表現は単なるレトリックに止まらず、実際、蕭景と似た性格を想定して使われたと考えられる。

また、蕭景と鄭常はいずれも毛公・畢公のような賢明な臣下に譬えられている。二人とも才能と徳行を兼ね備え、朝廷にとって任用するに足る価値のある俊才である。梁や北周は昔の聖代である周と同様、彼らのような優秀な人材がたくさん生まれた国であることも暗示している。

二点目は建国の功臣という位置づけの共通点である。それは主に北周の建国に当たって、官位と褒賞を受けられた表現から明らかになる。本稿234頁の表の二重線部を見ると、「蕭景碑銘」と「宇文広墓誌銘」・「鄭常神道碑」の類似は一目瞭然である。梁が創建されて、功績によって褒賞が与えられ、諸侯に領地が封じられたくだけはまるで「鄭常神道碑」に再現されているかのようである。

蕭景は南朝梁の皇族であり、梁の武帝・蕭衍の従弟にあたる。梁が樹立されるや、蕭景は呉平県開国侯に任じられ、北魏討伐に参加することで、梁の版図拡大に貢献した。蕭景同様、宇文広の出身も皇族であった。彼は北周の建国の際に、天水郡公に封じられ、天水郡地域をよく治めたという功績を上げ、婚姻による政治的連盟の成立に尽力し、北周の北方への領土拡大に大いに役立った。上記の功績は、北周建国の際に与えられた天水郡の開国侯という爵位に相応しいものであった。

一方、鄭常は出身こそ皇族ではないが、「宇文」という姓を賜って、皇族と同等視された人物である。庾信が鄭常のために書いた碑誌は2篇あり、一つは「鄭常神道碑」であり、もう一つは「周大將軍開府広饒公鄭常墓誌銘」（「鄭常墓誌銘」と略す）である。李貴銀氏は次のように指摘している。「立碑表墓往往是高官顯貴的身份象征，而墓誌銘相對來說要“平民化”一点，發展至南朝，貴族則往往既立墓碑，又作埋銘。（墓碑を立て、墓誌銘を作ることは屢々高官・貴顕の身份象徴であった。墓誌銘の方がとりわけ『平民化』している。南朝になると、貴族たちは往々にして墓碑を立てるだけではなく、墓誌銘も〈墓に〉埋めるようになって

た。)]²⁶⁾。「鄭常神道碑」に記録された墓主の経歴のうち、特筆すべき出来事は以下の二つである。一つは華陽拳兵で宇文泰の軍隊を増強したこと、もう一つは北齊討伐に参加したことである。鄭常は北周武帝の北齊討伐の誓いに応じて、天子の軍隊を率いて、戦場で手柄を立てた日に、「宇文」という姓を賜った。鄭常は皇族出身ではないが、皇帝と同じ姓を賜ったことで、皇族と同等の身分を手に入れたことになる。また、鄭常は隣国の討伐にも参加し、皇帝の版図拡大に貢献した点でも、蕭景の経歴と重なる。

なお、庾信作の碑誌の碑主・墓主で、宇文一族の人物は宇文広のほか、宇文顥と宇文憲もいる。このうち、宇文顥は北魏から西魏にかけての人物であり、北周を建てた宇文氏一族ではあるが、北周の成立前に死去したため、北周の功臣と見なすことはできない。そして、宇文憲は北周の名将であるが、北周武帝の敵である宇文護の側に付いたため、北周の功臣と位置付けるのも難しい。また、鄭常と同じように「宇文」という姓を賜った人物には崔説もいる²⁷⁾。しかし、崔説は北魏の賀拔勝に仕えていたが、賀拔勝が侯景に敗れると、南朝の梁に亡命し、後に西魏に帰国した。北周が創建された後、宇文泰のもとで功績を上げ、また齊王宇文憲の東征で活躍し、「宇文」という姓を賜った。つまり、崔説は「宇文」姓を得たものの北魏、梁、西魏、北周の四つの王朝に仕えた点で、経歴上蕭景とは異なる。

即ち、出身が皇室(或いは皇室と同等)で、二つの王朝に仕え、後に仕えた王朝の版図拡大に貢献したという三つの点において、宇文広・鄭常が蕭景と共通していることから、庾信は宇文広と鄭常を蕭景に擬え、北周建国の功臣として位置付けようとしている。だからこそ、「蕭景碑銘」の文言を二人の碑誌作成時に利用したのではないか。

4. 庾信が「蕭景碑銘」を意識した背景

本章では、庾信が「蕭景碑銘」を意識した背景について、彼と「蕭景碑銘」の銘の作者である元帝の関係から考察する。また、「蕭景碑銘」を讀んだ時期についても検討する。

4-1. 庾信と元帝の関係

庾信と元帝の関係について、以下の三つの面から分析する。

一つ目は、庾信が官僚として歩み始めたきっかけは元帝と深く関わったことである。『周書』卷41「庾信伝」では、「起家湘東国常侍、転安南府参軍。(湘東国常侍に起家し、安南府参軍に転じた。)]²⁵⁾とある。湘東王、即ち元帝の下で庾信は官僚としてのキャリアをスタートさせた。続いて、湘東王が府主であったと考えられる「安南府」の参軍も務めた。このように、庾信は元帝と深い関わりを持ち、当然その作品などを目にする機会があっただろう。中でも「蕭景碑銘」は、起家するわずか前に²⁶⁾、自分の仕えた主が主な作者である²⁷⁾だけに、とりわけ庾信にとって印象深いものであったと考えられる。

二つ目は、元帝自ら編纂した碑文集『内典碑銘集林』に碑文の作成方法が示されており、庾信に影響を与えた可能性があること。中国最初の金石文集とされるこの『内典碑銘集林』の序では、「夫時代亟改、論文之理非一。時事推移、属詞之体或異。(時代が急に変わるものであるため、文章創作の理論も一つではない。時事が推移することによって、文章を綴る体裁も異なる。)]²⁸⁾とあるように、内典に限らず、一般的な文学的主張が書かれている。先に文章の書き方は時代と共に変わるものであると強調する。続いて、典故の使い方について、「或引事雖博、其意猶同。或新意雖奇、無所倚約。(或いは引用した典故が広くても、その意味はなお同じである。或いは新たな創意が奇抜であっても、依拠する適切などころはない。)]²⁹⁾とあるように、「意(創意)」及び「適切性(倚約)」の欠けている典故の使用を批判している。言い換えれば、創意と適切性は典故を使用するときに重視すべき二項目であるとされた。

元帝の文学的主張を、庾信はどのように受け止めていたのか。王運熙と楊明によると、「元帝の主張が齊梁において人々の共有するものであった」³⁰⁾。当時梁の文壇の中心にいた庾信も、元帝が集めた碑誌や彼の作った碑誌を抛り所にしたことが考えられる。

三つ目は、庾信が父・庾肩吾の墓誌銘を執筆し

たので、後に庾信がそれを読み、元帝の手によるとされる「蕭景碑銘」も併せて読んだと想定される。

さらに注目すべきは、庾信が父のために元帝が書いた碑誌の表現を自作の碑誌に取り入れたことである。「鄭常神道碑」の「南宮旦朝、独識尚書之履。(南宮で朝儀を行うときに、〈帝王は〉ただ鄭崇尚書の履物の音のみを聞き分けられた。)」は、「庾肩吾墓誌銘」の「朝此南宮、識鄭崇之履。(この南宮で朝儀を行い、鄭崇の履物の音を聞き分けられた。)」³¹⁾に酷似している。「鄭崇」と「南宮」の表現はそれぞれ『漢書』巻77「鄭崇伝」と『後漢書』巻66「鄭弘伝」³²⁾に基づいたものである。この二つの表現が南北朝墓誌で組み合わせて使われる用例は元帝「庾肩吾墓誌」以外に見当たらない。庾信は元帝のその表現を僅かな文字を改めた形で、「鄭常神道碑」にも援用している。

以上、三つの両者の関係から、庾信が「蕭景碑銘」を意識した可能性が考えられる。

4-2. 庾信が「蕭景碑銘」を読んだ時期

では、庾信は実際にいつ頃、「蕭景碑銘」を読んだのか。それを記述した文献は見当たらないが、4-1の分析から、庾信は10代から既に元帝に仕えはじめ、「蕭景碑銘」が書かれた直後にそれを読んだ可能性がある。

さらに、経歴上、庾信が「蕭景碑銘」を読んだ可能性のある時期は、ほかに二つ考えられる。

一つは531年に19歳で「抄撰学士」³³⁾となった時期である。「抄撰」については、曹之が次のように解釈している。「抄撰は書物を書き写しながら、編纂することである。抄と撰は一体であり、抄の中に撰があり、撰の中に抄がある」³⁴⁾。庾信は「抄撰学士」に任じられた時に、多くの図書を収集・閲覧する機会があった。524年に作られた「蕭景碑銘」もその図書に入っている可能性は高い。

もう一つは、560年に48歳で「麟趾殿学士」³⁵⁾に任命された時期である。この時期に詠まれた「預麟趾殿校書劉儀同」に、「止戈興礼楽、修文盛典謨。(戦を止めて礼楽を興こし、文治を強め古代の聖賢が遺した訓戒を盛んにする。)」とある

ように、文学を好む周明帝が麟趾殿を設立し、そこで庾信は図書の管理・校勘・編纂の仕事に当たっていた。麟趾殿で庾信が校勘する対象の図書に、梁に旧蔵された貴重なものがあった。例えば、庾信と同じく麟趾学士に選ばれた蕭大圜が読んだ『梁武帝集』40巻と『梁簡文帝集』90巻³⁶⁾はその類のものである。即ち、梁代の皇帝の文集が麟趾殿に所蔵されていたことが分かる。尚、蕭大圜は庾信より少なくとも2年後に「麟趾学士」になった³⁷⁾ため、同じく南朝系の文人は日頃麟趾殿に集まり、北周の蔵書を整理していた。二人の閲覧できる書物のうち、共通した文集も存在していた可能性は否定できない。「蕭景碑銘」が収録された元帝の文集も麟趾殿に保管された可能性は高く、麟趾学士の庾信がそれを閲覧した機会は十分あると考えられる。

おわりに

庾信は北朝入りの後、数多くの碑誌を執筆した。その中で、「蕭景碑銘」を意識した表現を十数回も用いている。これらの表現の分析から、庾信の碑誌の源流の一つに南朝碑誌があること、特に「蕭景碑銘」からの影響が大きいことが分かった。

実は、天和年間(566-572)の庾信自身も柳遐と同じく、北周に入ったものの、高い官職は与えられず、隠遁を目指したことがあった。これは「蕭景碑銘」の墓主の辿った軌跡とも重なる。隠遁が簡単には許されなかった北朝³⁸⁾に身を置いた庾信にとって、その人生は、共感の対象であるばかりでなく、憧れでもあったのだろう。それ故に繰り返し「蕭景碑銘」の表現を使ったのではないか。とりわけ「柳遐墓誌」を書いた際に、墓主の生涯に自らを重ね合わせて³⁹⁾、「蕭景碑銘」の表現を使った。

尚、本稿では、主に典拠の「反用」や、異なる典拠を組み合わせる表現という観点から、庾信が「蕭景碑銘」を読んだ可能性を検討したが、南朝の知識人における典拠の共有の仕方や知識の伝播という角度からの考察はとて有意義であるので、今後の課題としたい。例えば、劉孝標の『世說新語』注釈にある「讀故太丘長碑文曰、「言為世範、

行為士則』と類似するテキストが見られる。『太平御覽』卷362・人事部2では、「誦故太丘長陳寔碑文「言為世範，行為士則。」とある。同書卷589・文武5では、「誦陳寔碑文「言為世範，行為士則。」とある。そのほかに、『華陽国志』、『芸文類聚』にも「言為世範」（それと対を成す表現は「鄧艾伝」と異なる）という表現が見られる。上記のテキストの異同についての分析は稿を改めて行う。

附記：本稿で用いたテキストは以下の二つである。

- (一) 庾信撰・倪璠注『庾子山集注』（中華書局，1980年）
- (二) 『蔡中郎集』（中華書局，四部備要本）
- (三) 蕭統撰・李善注『文選』（中華書局，1977年）

本稿で用いた訳文は以下のテキストに依拠する。

- (1) 今鷹真・井波律子・小南一郎訳『三国志』（筑摩書房，1992年～1993年）
- (2) 石川忠久訳『詩経』新釈漢文大系12（明治書院，1932年）
- (3) 竹田晃訳『文選』新釈漢文大系93（明治書院，1963年～2001年）
- (4) 加藤常賢訳『書経』新釈漢文大系25（明治書院，1983年～1985年）
- (5) 内野熊一郎訳『孟子』新釈漢文大系4（明治書院，1962年）
- (6) 吉田賢抗訳『論語』新釈漢文大系1（明治書院，1960年）

注

- 1) 中華石刻数拠庫 (<http://Epitaph.ancientbooks.cn/docShike/>)，浙江大学墓誌数拠庫 (<http://csid.zju.edu.cn/tomb/stone>)と『全上古三代秦汉三国六朝文』（中文出版社，1981年）に収録された南朝の碑誌文作品（死者の徳行と哀悼の情を記したもののみ，寺社，造像碑，売地券などの石刻は除外）を集計したものである。尚、『藝文類聚』に収められた碑誌文は節録であるため，除外した。
- 2) 許敬宗奉勅編『文館詞林 影弘仁本』（古典研究会，1969年）191-197頁。
- 3) 宇文述「庾子山集序」（北周・庾信撰，清・倪璠注，許逸民校『庾子山集注』中華書局，1980年）

69頁。

- 4) 引用文は李兆洛『駢体文鈔』卷24・王儉「褚淵碑文」に対する評語の中で，蔡邕碑文と王儉作の碑文の関係を論じるものである。（李兆洛『駢体文鈔』台湾商務印書館，1968年）483頁。
- 5) 前掲注4) 卷25・庾信「周太傅鄭国公夫人鄭氏墓誌銘」の評語に「叙述尚法中郎」とある。また，錢基博は「碑誌文之文，自蔡邕後，皆逐節敷写。有唐韓愈，乃變其体。若庾信則猶守蔡氏矩矱。特蔡氏駢語圓潤，而信則四六鏗鏘耳。」と述べている。（錢基博『中国文学史』中華書局，1993年）210頁。
- 6) 李貴銀「庾信碑誌文淺議」（『遼寧大学学报』第5期，2008年）40-45頁。
- 7) 『庾子山集注』の倪璠の注によれば，庾信が踏まえた蔡邕碑文の用例は4例ある。具体的には本文中に取り上げる①Aと②Bの2例と，後掲注8)の2例である。
- 8) 『庾子山集注』卷16「彭城公夫人爾朱氏墓誌銘」に，蔡文姬に因んだ「蔡中郎之女子，早聽色絲。」があるほか，卷14「周上柱国宿国公河州都督普屯威神道碑」に「終須頴川之碑，乃見華陰之碣。」と頴川出身の陳寔に因んだ表現が見られる。
- 9) 余嘉錫『世說新語箋疏』（中華書局，2007年）91頁。訳文は次の二つに依拠した，「鄧艾は～と言った」は井波律子訳『世說新語』（東洋文庫，2013年）p.158による。「鄧艾は，字を～に行き」と「鄧艾はそこで～と改名した」は今鷹真，小南一郎，井波律子訳『三国志Ⅱ』（筑摩書房，1992年）p.225による。
- 10) 劉孝標の引用上のミスについて，程炎震も次のように指摘している。「言為世範，行為士則」。魏志二十八艾伝作「言文為世範，行為士則」。此脱「文」字，然所引亦誤。」前掲注9)の92頁を参照。
- 11) 福井佳夫『六朝文体論』（汲古書院，2014年）283頁。
- 12) 前掲注11)と同じ。
- 13) 馬立軍は「論庾信對北朝碑誌文写作傳統的繼承」（『民族文学研究』〈2014年第3期〉85-93頁）では，その共通点が以下の三点であると指摘している。一つ目は文体で，いずれも「駢散兼行」を用いること，二つ目は悲しみを表すのに景物表現を使用していること，三つ目は会話などの情景描写を用いて，人物を造形していることである。
- 14) 内容における南朝碑誌文と北朝碑誌文の違いについて，羅綺文は次のように述べている。「南朝碑誌文偏重紀德，北朝碑誌文以敘述事功為主，更接近於碑誌文文體的應用功能。只此之故，北朝碑誌文往往呈現出一種獨特的氣質，質實簡練，與南方的綺麗風格，形成鮮明對照。」（羅綺文「從絲路的碑刻裏我們發現了什麼？」〈『中華讀書報』2018年9月17日〉）
- 15) 「1. 従来説の再考」で述べた蔡邕と徐勉の碑誌文に「重仞」という表現が代表例として挙げら

- れる。
- 16) 『庾子山集』に現れた潘岳に因んだ典故は以下の作品に基づいている。「悼亡賦」(4例)、「揚仲武誄」(3例)、「哀永逝文」(3例)、「閩中記」・「西征賦」・「為賈謐贈陸機」(それぞれ1例)。
 - 17) 明・王志堅編、清・蔣士銓評選『忠雅堂評選四六法海』(歩月山房、1871年)2頁。
 - 18) 越智重明「領軍將軍と護軍將軍」(『東洋学報』第44号、1961年)29頁。
 - 19) 阮元校勘『論語注疏』(十三經注疏校勘記8、中文出版社、1989年)5389頁。
 - 20) 『梁書』卷24「蕭景伝」(中華書局、1973年)368頁。
 - 21) 例えば、蔡邕の「郭有道碑文」にも墓主の本伝(『後漢書』卷68「郭泰伝」と異なった叙しかたがある。本伝では、仕官を勧められると、墓主は次のような行動を取った。「吾夜觀乾象、昼察人事、天之所廢不可支也」と、天象を觀察し、それを人間界の変動に当てはめて自らの進退を決める。そこで、「政界に大混乱が起ることを予見していたので、その混乱に巻き込まれることを避けて、仕官を断つた)。それに対して、「郭有道碑文」では「爾乃潜隱衡門、収朋勸誨」と墓主が仕官を辞めた理由を隠逸への志とする。
 - 22) 『周書』卷10「宇文伝」(中華書局、1971年)156頁。
 - 23) 前掲注6)の41頁。
 - 24) 李文才によると、西魏北周時代で、「宇文」を賜った人物は計26人いた。その内の崔説のために庾信が碑文を書いた。「賜姓宇文氏者、有李和……崔説、王傑、唐瑾等二十六人。」(李文才「試論西魏北周時期的賜、復胡姓」(『民族文学』第3期、2001年))41頁。
 - 25) 『梁書』、『南史』をはじめとする元帝関連の歴史書では元帝が「安南將軍」になったことについては記録されていない。ただ『梁書』卷56「王籍伝」では湘東王蕭繹が王籍を自らの府の下で「安西府諮議參軍」として招いたことから推測すると、「庾信伝」の「安南府」は「安西府」の誤りであると考えられる。
 - 26) 庾信の起家の時期について、魯同群は次のように述べている。「大通元年(527)、是年庾信15歳、射策高第、釋褐湘東王常侍。」(魯同群「庾信伝論」付録「庾信譜」(中華書局、2018年)315頁)508年生まれの子元帝・蕭繹は523年(15歳)に、自分の一族の重鎮であった蕭景のために碑誌文を書いた。その4年後の527年に15歳の少年庾信は、湘東王蕭繹の常侍に任命されたことになる。この時期に「蕭景碑銘」を目にする機会があったことも十分考えられる。
 - 27) 筆者は「蕭景碑銘」の銘のみが元帝によって書かれ、序の作者が別人であると主張している。一つの碑誌文において、序より銘が主要な部分であるとされるので、ここでは「蕭景碑銘」の主な作者を元帝とする。拙稿「『弘仁本文館詞林』における「鄂州都督蕭子昭碑銘一首並序」について——その作者は、序と銘ともに梁孝元帝か——」(『歴史文化社会論講座紀要』第19号、2022年)を参照。
 - 28) 陳志平・熊清元『蕭繹集校註』卷「内典碑銘集林序」(上海古籍出版社、2018年)917頁。
 - 29) 引用文は前掲注28)と同じ。なお、蕭繹の言及している「倚約」について、錢鍾書が次のように解釈している。「倚、傍也。『宋書・謝靈運伝・論』「直拳胸情、非傍詩史」、即此「傍」字。『南齊書・文学伝・論』所謂「假古語、申今情」、『詩品』中所謂「補綴」、『文心雕龍・事類』所謂「摛事以類義、援古以証今」、「約、精而當也。」(錢鍾書『管錘篇』(生活・讀書・新知三聯書店、2001年))1398頁。
 - 30) 王運熙・楊明は、文章の創作は時代と共に推移すること、表現よりも内容の方に重点があること、文飾と質樸を調和させるべきであることを指摘した上で、「実亦梁人所共有」と元帝の主張が実は齊梁においては人々の共有するものであったと結論付けた。(王運熙・楊明『魏晉南北朝文学批評史』(上海古籍出版社、1989年))302頁。
 - 31) 南朝梁・蕭繹著、陳志平・熊清元校注『蕭繹集校注』(上海古籍出版社、2018年)917頁。
 - 32) 『漢書』卷77では「哀帝擢鄭崇為尚書僕射。數求見諫争、上初納用之。每見曳革履、上笑曰「我識鄭尚書履聲。」とある。『後漢書』卷33「鄭弘伝」では、「建初初、為尚書令……弘前後所陳有補益王政者、皆著之南宮、以為故事。」とある。ほかに、碑主が鄭氏の場合に鄭崇の典故を用いたのは、「鄭偉墓誌銘」の「膠乘停輿、來朝識履。」、「周安昌公夫人鄭氏墓誌銘」の「疇昔之邑、今茲成性。識履伝風、祭輿留慶」、「周太傅鄭国公夫人鄭氏墓誌銘」の「膠乘則晋后停輿來朝、則漢君識履。」という3例が見られるが、いずれも鄭崇と鄭弘の伝記の典故を組み合わせた形では利用していない。
 - 33) 庾信が抄撰学士になったことについて、『周書』では、「時肩吾為梁太子庶子、掌管記、東海徐摛為左衛率。摛子陵及信、並為抄撰学士。」と述べている。(『周書』卷41「庾信伝」(中華書局、1971年))733頁。
 - 34) 原文は「抄撰就是邊抄邊撰、抄撰一體、抄中有撰、撰在其中。」である。(曹之「古代抄撰著作小考」(『河南圖書館學刊』第2期、1996年)9頁)。
 - 35) 『北史』卷89「庾季才伝」では、「武成二年、与王褒庾信同補麟趾學士。」とある。(『北史』卷89「庾季才伝」(中華書局、1974年))2948頁。
 - 36) 『周書』卷42「蕭大圓伝」では、そのことについて以下のように述べている。「『梁武帝集』四十卷、『簡文集』九十卷、各止一本、江陵平後竝藏祕閣、大圓既入麟趾方得見之、乃手写二集。」(『周書』卷42「蕭大圓伝」(中華書局、1971年))757頁。
 - 37) 『北史』卷89「芸術上」では「武定二年、与王褒、庾信同補麟趾學士。」とあるので、庾信が麟趾學士になったのは武定二年(560)である。(『北史』(中華書局、1974年)2974頁。)そして、

- 「保定二年……俄而開麟趾殿，招集學士，大園預焉」という記述から、蕭大園は保定二年（562）より少し後の時期に麟趾學士に召されたことが分かる。（『周書』卷42「蕭大園伝」〈中華書局、1971年〉752頁。）
- 38) 興膳宏『中国の詩人 その詩と生涯 4 庾信——望郷詩人』（集英社、1983年）121-122頁では、北朝社会の政治風土によって、当時の人々が簡単に隠遁することはできなかったことについて、以下のように述べられている。「南朝の歴史を一括する『南史』隠逸伝上下には、計四十六人の隠者が登場する。それに対して、北朝の正史では、『魏書』逸士伝に四人、『隋書』隠逸伝に五人、北朝全体の歴史を扱う『北史』でも隠逸伝には七人が取り上げられるにすぎない。『北齊書』『周書』に至っては、隠逸のための伝が立てられないありさまである」。また、池田恭哉は北朝が隠逸を低く評価する理由について、「北朝では、あくまで実際に政治に参画することが隠逸よりも重要視され、隠逸を『教化』の名の下に厳しく制限する風があった。」と述べている。（池田恭哉『南北朝時代の士大夫と社会』〈研文出版、2018年〉）152頁。
- 39) 天和年間に書かれた、身の上を嘆き、官職を求める趣旨の詩・賦について、魯同群は詳細に検討している。特に庾信の不遇について、「瀟陵夜獵，猶是故時將軍。咸陽布衣，非独思婦王子。」它語帶双関，既可以說是作者思郷之情的流露，又可說是作者對自己「布衣」身份的不滿。古今読者之所以將此賦主旨只理解為郷関之思，除受『周書』影響而有先入之見外，其表達之隱晦含蓄是一重要原因」と述べている。（魯同群『庾信論伝』〈中華書局、2018年12月〉）154頁。

About the Origin of Yu Xin's Epitaph: Focusing on the relationship with the "Epitaph of Xiao Zizhao, Governor of Yingzhou"

Jinqing CHEN

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper discusses the relationship between the Epitaph of Yu Xin and the "Epitaph of Xiao Zizhao, the governor of Yingzhou" (the following refer to "Xiao Jing Epitaph") contained in the "Konin Bunkan Shirin". It has been argued that Yu Xin's Epitaph inherited Cai Yong's Epitaph and the epitaph of the Northern Dynasties all the time. However, in the Epitaph of Yu Xin, there are also manifestations of the Southern Dynasties' Epitaph. In particular, there are many similarities with "Xiao Jing Epitaph". This paper discusses why Yu Xin used the expression of "Xiao Jing Epitaph".

First, the traces of the Southern Dynasty's Epitaph on Yu Xin's. Secondly, the similar expression and structure of Yu Xin's Epitaph and "Xiao Jing Epitaph". In addition, why Yu Xin used "Xiao Jing Epitaph". The reason for this is that Liu Xia, Yu Wenguang, and Zheng Chang, the owners of tombs, on which Yu Xin used the "Xiao Jing Epitaph", have something in common with Xiao Jing in character and life. Furthermore, as a background to this, after clarifying that Yu Xin had a close relationship with Emperor Yuan, I also examined the period when Yu Xin read the "Xiao Jing Epitaph".